

「トライオート FX インターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成27年2月9日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第3条 (省 略)</p> <p>第4条 (自己責任およびリスクの確認) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) オートパイロット注文が為替相場の変動や通信障害等によりエラーとなった場合は再発注されないこと。<u>その場合、保有している建玉を決済する際は、甲の手動決済による成行注文が必要になること。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成27年1月12日</p>	<p>第1条～第3条 (省 略)</p> <p>第4条 (自己責任およびリスクの確認) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) オートパイロット注文が為替相場の変動や通信障害等によりエラーとなった場合は再発注されないこと。<u>その場合、オートパイロット注文の売買方針によっては、保有している建玉を決済する際は、甲の手動決済による成行注文が必要になること。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成27年2月9日</p>